

令和8年度山形県移住・関係人口対応AIチャットボット構築及び運用保守業務 企画提案募集要領

1 目的

この要領は、次の委託業務について、公募型プロポーザル方式による企画提案の募集に必要な事項を定めるものとする。

2 プロポーザル方式に付する業務に関する事項

(1) 業務の名称

令和8年度山形県移住・関係人口対応AIチャットボット構築及び運用保守業務

(2) 業務の内容

仕様書のとおり

(3) 委託の期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

ただし、システムの構築は令和8年8月31日までに行うこと

(4) 提案上限額

8,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）

┌	うちシステム構築業務	5,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）
	うち運用保守業務	3,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 応募資格に関する事項

(1) 応募の資格は、次の各号に掲げるものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者

イ 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していない者

ウ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入している者（加入する義務のない者を除く。）

エ 1年以上引き続き業として本提案に付する契約に係る業務を営んでいる者

オ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていない者

カ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

キ 次のいずれにも該当しない者（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）

(ア) 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められる者

- (イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
- (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ク 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生及び再生手続きをしていないこと。
- ケ 本提案に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けている者

4 企画提案書の提出等

(1) 提出書類及び提出部数

提出書類	提出部数
ア 参加申込書（様式1）	1部
イ 誓約書（様式2）	1部
ウ 事業者概要書（様式3）	6部
エ 企画提案書（様式4） 1社1案の提出とする。	6部
オ 仕様確認書（様式5）	6部
カ 見積書（様式6）	6部
キ 代表者の印鑑証明書（法務局発行のもの）	1部
ク 法人の登記簿謄本	1部

【留意点】

- ・ア～カは、別添の様式に沿って作成すること。他は任意。
- ・山形県競争入札参加資格者である場合、キ及びクは、会計局の受付印がある競争入札参加資格審査申請書（写）、委任状（写）又は使用印鑑届（写）のいずれかの書類をもって代えることができる。

(2) 提出期限

①提出書類ア～ウ

令和8年3月19日（木）午後5時（必着）

②提出書類エ～ク

令和8年4月1日（水）午後5時（必着）

(3) 提出方法

郵送（簡易書留）又は持参（土日祝日を除く午前9時から午後5時まで）により、

「10 担当部署」あて提出すること。

(4) 参加辞退

提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面（任意様式）により報告すること。

5 失格事由

提出された提案書が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- (1) この要領に定める資格・要件が備わっていないとき
- (2) 受付期限までに所定の書類が整わなかったとき
- (3) 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が募集要領等で示した要件に適合しないとき
- (4) 提出書類に虚偽または不正があったとき
- (5) 提案の内容が提案上限額を上回るとき

6 審査

(1) 審査委員会の開催

①山形県が設置する「令和8年度山形県移住・関係人口対応AIチャットボット構築及び運用保守業務委託企画提案審査委員会」（以下、「審査委員会」という）において、企画提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画提案書を採用候補企画として決定する。また、必要に応じて次点者を選定する。ただし、提案者が多数（概ね3者以上）となり、円滑な審査に支障が生じると県が判断した場合は、一次審査として書類選考を実施する場合がある。

②前号の審査は別表「評価項目、評価の視点、配点」に基づき、提出書類及び提案者のプレゼンテーション（デモ画面による説明を含む）により次のとおり行う。

- ・開催日時や説明者数上限等の詳細は別途提案者に通知する。（令和8年4月下旬開催予定）
- ・説明については、実際に本業務に従事する予定の者が主として行うこととする。
- ・提出済みの資料を画面共有により説明することとし、既に提出されている企画提案書及びデモ環境以外に新たな説明資料を追加することはできない。

(2) 提案者が1者のみの場合の取扱い

提案者が1者のみであっても、前項の審査を実施し、審査委員会の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは当該者を最優秀提案者として選定する。

(3) 審査結果

審査結果は、全ての応募者に対して通知する。

(4) 提案者がいない場合の取扱い

提案者がいない場合には、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務の内容等について

再検討のうえ、改めて募集を行う。

7 企画提案書作成に係る質問・問合せ

(1) 受付期間

令和8年3月19日（木）午後5時までとする。

(2) 質問方法

別紙「企画提案に係る質問票」を「10 担当部署」のEメールアドレス宛てに電子メールにて送付すること。電話又は口頭・FAXによる質問には応じない。なお、電子メールの件名は「企画提案（移住AIチャットボット）の質問」とすること。

(3) 質問内容

質問内容は、参加申込及び企画提案書等に関するもののみとし、審査（評価）に関する質問は受け付けない。

(4) 質問書に対する回答

都度、山形県ホームページにおいて回答する。ただし、提案者の独自の企画に関わることは、当該質問をした者のみに回答する。

8 契約締結等

(1) 審査結果に基づき、最優秀提案者と業務委託契約の締結に係る手続きを行う。

(2) 採択された提案等については、採択後に山形県と詳細を協議すること。その際、内容、金額等について変更が生じる場合がある。

(3) 最優秀提案者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、又は、最優秀提案者が失格事由に該当し、失格することが後日明らかになった場合は、その者と契約の手続きを行わず、審査委員会において次点の評価を受けた者と業務委託契約の締結に係る手続きを行うことがある。

(4) 契約を締結する者が共同企業体である場合には、契約締結後速やかに共同企業体実施体制図を「10 担当部署」あて提出すること。

(5) 山形県財務規則第134条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、同規則第135条第3項に該当する場合は全額又は一部を免除する。

9 その他

(1) 提出書類の作成及び提出に要する経費は応募者の負担とする。

(2) 提出書類の作成に用いる各種データの調査・収集、収集したデータ等の使用承認等に係る必要な手続きは応募者が行うものとする。

(3) 提出書類は、審査作業に必要な範囲において複製を行う。

(4) 提出書類は返却しない。

(5) 提出書類について、提出期限後の差替え及び再提出は一切認めない。

(6) 採用した提案書の著作権は山形県に帰属するものとする。

(7) この公募及び契約については、山形県の都合により変更又は中止する場合がある。

(8) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公募は効力を有しない。

10 担当部署

山形県 未来企画創造部 移住定住・地域活力拡大課

住 所：〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号（県庁6階）

電 話：023-630-3407

Eメールアドレス：ychiikikatsuryoku#pref.yamagata.jp

※「#」の部分を「@」に変えて送信してください

別表

評価項目、評価の視点、配点

評価項目		評価の視点	配点 a	係数 b	得点 a × b
企画内容等	1 基本機能	画面レイアウトは利用者にとって見やすく、使いやすい構成となっており、かつ、パソコンだけでなく、スマートフォンでの利用にも適しているか。	5	2	10
		更新情報の高頻度での反映や、誤答防止の対応など、問合せに対して正確な回答が導き出せるよう工夫されているか。	5	3	15
		仕様書に定める事項以外で、利用者の利便性向上に繋がる機能の提案があるか。	5	2	10
	2 管理機能	QAデータの追加・編集は管理者側で容易にメンテナンスできるか。	5	2	10
		利用者満足度等の計測が効果的に行われるか。	5	1	5
		利用ログのデータや統計など、システムの運用状況は管理者側で容易に把握できるか。	5	2	10
		その他、県や移住相談窓口での担当職員の負担軽減に寄与する機能や工夫があるか。	5	1	5
	3 運用・保守	障害が発生したときの対応を含めた、十分な運用・保守体制となっているか。	5	1	5
	4 セキュリティ	データセンターやサーバ等の十分なセキュリティ対策が講じられているか。	5	1	5
	小計	(※基準点:38点)			75
業務遂行能力	5 実施能力	業務担当者や責任者の配置等、適切な進捗管理のもとで業務が進行する体制となっているか。また、業務の遂行に有効な資格、認定等を有する者がいるか。	5	1	5
	6 計画性	事業計画に無理がなく、妥当なスケジュールであるか。 (準備期間、実施時期、完了時期など)	5	1	5
	7 実績	過去に地方自治体から類似の業務を受託した実績があるか。	5	1	5
	小計	(※基準点:8点)			15
経費積算	8 妥当性	事業の遂行に支障のない妥当な経費見積もりであるか。積算根拠は、事業に必要な経費が明確に示されているか。	5	1	5
	9 構築及び運用保守費用	構築及び運用保守の費用は、低廉に抑えられる配慮がなされているか。	5	1	5
	小計	(※基準点:5点)			10
合計					100

※項目ごとの5段階評価に、評価の比重(係数)を乗したものを配点とする。

評価・・・非常に優れている:5点、優れている:4点、普通:3点、やや劣っている:2点、劣っている:1点

※企画内容等で38点以上、業務遂行能力で8点以上及び経費積算で5点以上を取得した提案者のうち、合計の得点で最高点を獲得した者を選定する。

※点数が同じ場合は、事業実績の多寡などを参考に、より受託するにふさわしい提案者を選定する。